

○土柱そよ風ひろばキャンプサイト利用要領

令和8年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、阿波市土柱山村広場設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）に基づき、土柱そよ風ひろばキャンプサイト（以下「キャンプサイト」という。）としての利用に必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 キャンプサイトは、A面及びB面の2区画を設置する。

2 キャンプサイトの駐車場は、C面に設置する。

(利用期間及び利用組数等)

第3条 利用期間は利用開始時刻からの24時間を1単位とし、連続利用できる期間は5単位以内とする。

2 利用は、同時に2組（1区画につき1組）を限度とする。

(使用料)

第4条 キャンプサイトの使用料は、無料とする。

(申請及び許可等)

第5条 利用の申請は、阿波市商工観光課窓口またはメールにより行うものとする。

2 利用を希望する者は、利用日の7日前までに申請しなければならない。

3 申請内容は、利用期間、利用区画、利用人数、利用責任者の住所、氏名、生年月日、電話番号とする。

4 利用を希望する者は、前項の申請内容を土柱そよ風ひろばキャンプサイト利用申請書（様式第1号）に記載のうえ、商工観光課長に提出するものとする。商工観光課長は、利用の可否を決定し、利用を認める場合は、土柱そよ風ひろばキャンプサイト利用許可書（様式第2号）（以下「許可書」という。）を交付するものとする。

5 利用者は、申請内容に変更が生じたとき又は取消しをしようとするときは、速やかに申し出なければならない。

6 次の各号に該当する場合は、利用を許可することができない。

- (1) 宗教的活動、政治的活動又は営利を目的とした活動に利用するとき。
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
- (3) 施設、設備又は物品を損傷するおそれがあると認められるとき。

- (4) 衛生上支障があるとき。
- (5) 代表者が未成年者であるとき。
- (6) その他管理上支障があると認められるとき。

(車両の乗り入れ等)

第6条 キャンプサイト利用中は、各区画への乗り入れ車両に許可書を掲示すること。当該許可書を掲示した車両のみキャンプサイト内への乗り入れできるものとし、各区画につき1台を限度とする。

2 前項以外の車両はC面駐車場又は土柱そよ風ひろば駐車場に駐車すること。

(禁止事項)

第7条 キャンプサイト内にて、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 指定された区画以外の場所での野営、たき火その他これに類する行為
- (2) 地面に直接火を起こす直火行為
- (3) 他の利用者の迷惑となる騒音、暴力その他これに類する行為
- (4) ごみ、汚物その他の廃棄物を施設内に放置する行為
- (5) 施設の設備、器具その他の物件を損傷し、又は滅失させる行為
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認める行為

(利用の中止)

第8条 キャンプサイト利用中に禁止事項等が守られず、キャンプサイト利用者及び近隣住民等から苦情等があった場合には、キャンプサイトの利用を中止する場合がある。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。